

平成 22 年 8 月 6 日

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課  
優越的地位の濫用ガイドライン担当 御中

全国銀行協会

「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（原案）  
に対する意見について

去る 6 月 23 日に公表されました「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（原案）に対する意見を下記のとおり提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

○「第 2 「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」の考え方」について

優越した地位にあることを判断する考慮要素として「乙の甲に対する取引依存度」、「甲の市場における地位」が示されているが、銀行における個別の融資取引先に対する取引上の優越的地位の有無は、「当該行からの借入れによって資金需要を充足していること」や「当該取引銀行の事業規模が大きいこと等、金融市場における地位が高いこと」のみをもって、一律に判断されるものではなく、例えば融資取引においては、当該融資取引先が当該行以外の金融機関からの借入や他の手段による資金調達を行うことが困難か否かという要素をも勘案して、個別具体的に判断されるという理解でよいか。

以 上